

発議第 14 号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

平成 28 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

中谷 一彦

田山 宏弥

森岡 昭二

記

## 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えます。

2012年における、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.9%で、経済協力開発機構（OECD）平均の16.5%を大きく上回っています。

全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり（2012年度厚生労働省）、三重県においても8.6人に1人の子どもが就学援助を受けています（2013年度三重県）。厳しい状況におかれた子どもたちに寄りそう教育や、一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月に施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要です。

高等学校段階においては、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。2014年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されています。しかし、修学年限を超えて在籍する生徒には適用されない等の課題があります。

高等教育段階における貸与型奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担となっており、給付型奨学金の創設が強く望まれています。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などのよりいっそうの支援策が必要です。

家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛